

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成19年11月1日(2007.11.1)

【公開番号】特開2000-235831(P2000-235831A)

【公開日】平成12年8月29日(2000.8.29)

【出願番号】特願平11-36379

【国際特許分類】

H 01 J	1/316	(2006.01)
H 01 J	29/04	(2006.01)
H 01 J	29/87	(2006.01)
H 01 J	31/12	(2006.01)

【F I】

H 01 J	1/30	E
H 01 J	29/04	
H 01 J	29/87	
H 01 J	31/12	C

【手続補正書】

【提出日】平成19年9月14日(2007.9.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 複数の冷陰極型の電子放出素子及び前記電子放出素子を駆動するための配線部が配置された電子源基板と、前記電子源基板に対向配置され、加速電極を保持するプレートと、前記電子源基板と前記プレートとの間に配置された絶縁性部材とを有する電子線発生装置において、

前記絶縁性部材の側面部に隣接する前記配線部の前記電子源基板からの高さが、当該配線部に前記絶縁性部材に対して反対側に隣接する配線部の前記電子源基板からの高さより高いことを特徴とする電子線発生装置。

【請求項2】 前記絶縁性部材は、前記電子源基板上に設けられたスペーサであることを特徴とする請求項1に記載の電子線発生装置。

【請求項3】 前記絶縁性部材は、前記電子源基板及び前記プレートを有する外囲器の側壁であることを特徴とする請求項1に記載の電子線発生装置。

【請求項4】 前記絶縁性基板の側面部に隣接する前記配線部から前記絶縁性部材に対して反対側に順に配置された前記配線部の前記電子源基板からの高さが、前記絶縁性部材から離れるに従い順に小さく形成されていることを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の電子線発生装置。

【請求項5】 前記電子源基板と前記絶縁性部材との間に配線部が配置され、前記絶縁性部材はその表面の一部に当該配線部と電気的に接続された低抵抗膜を有することを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の電子線発生装置。

【請求項6】 前記絶縁性部材は、その表面に高抵抗膜を有することを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の電子線発生装置。

【請求項7】 前記電子放出素子は、表面伝導型電子放出素子であることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の電子線発生装置。

【請求項8】 前記電子放出素子の電極である素子電極に電流を供給する複数の行方向配線と複数の列方向配線とを配列したことを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に

記載の電子線発生装置。

【請求項 9】 複数の前記行方向配線と前記素子電極のうち1の電極とを接続し、複数の前記列方向配線と前記素子電極のうち他の電極とを接続することによって、複数の前記電子放出素子を行列状に配置したことを特徴とする請求項8に記載の電子線発生装置。

【請求項 10】 請求項1～9のいずれか1項に記載の電子線発生装置からなる画像形成装置。